

現場の安全かわら版 vol.4

2002.10.10 発行
宮城県土木事業管理課
tel 022-211-3109
fax 022-211-3292
http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/

特集

飛来物に要注意!!

今年、宮城県が発注した工事では、はつり作業や解体作業中に石の破片などが飛んできて、目にケガをする事故が多く発生しています。ちょっとだけだから大丈夫・・・、慣れているから大丈夫・・・と思っている時こそ、危険が多くひそんでいるので油断は禁物!!

保護めがね

飛んでくる石やコンクリート片などから目を守る保護具です。はつり作業だけでなく、除草作業の時でも、枝などが飛んでくることがあるので、身につける習慣をつけましょう。



防災面

保護めがねと同じように目を守る保護具ですが、保護めがねよりも、汗でくもることが少ないですよ。

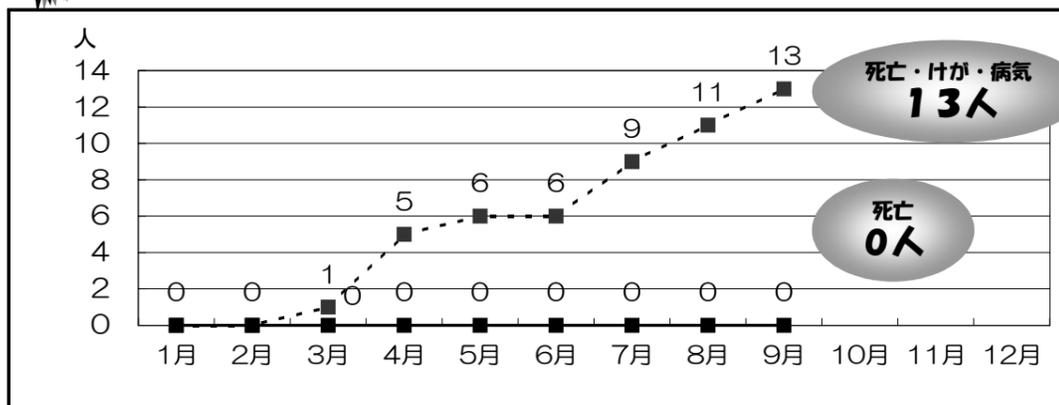
立入禁止!

コンクリート構造物をブレーカーで解体している時、思ったよりも遠くまでコンクリートや鉄筋の破片が飛んでくることがあります。そんな時は、危険な場所に人が近寄れないように、立入禁止区域を囲ったりしましょう。



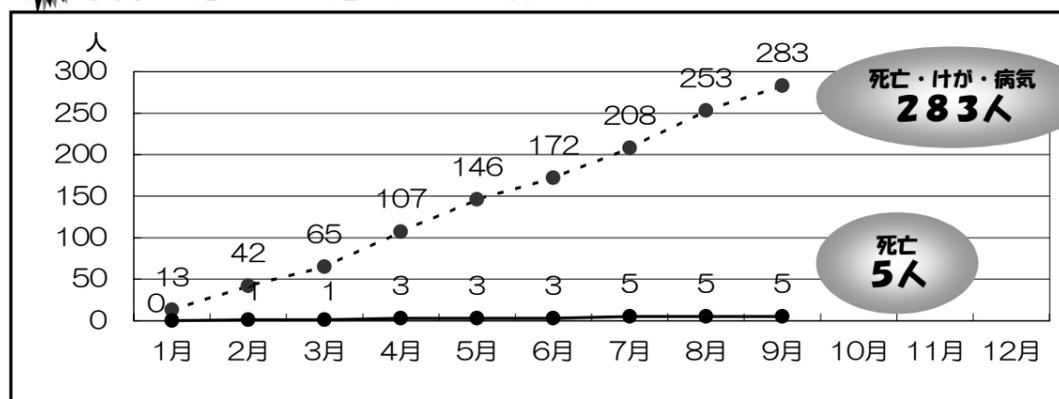
県が発注した工事での死傷災害 (累計)

平成14年9月末



県内で発生した建設業の死傷災害 (累計)

平成14年9月末



※宮城労働局統計



「安全旗」と「労働衛生旗」

毎日、工事現場ではためている白と緑の十字の旗。「白地に緑十字」が『安全旗』，逆に「緑地に白十字」が『労働衛生旗』と呼ばれるものです。『安全旗』は、全国安全週間を昭和3年から開始するのにあわせ、日本の安全のシンボルマークとして昭和2年に定められました。一方の『衛生旗』は、昭和28年に労働衛生週間が安全週間から分離したため、そのマークを賞金1万円をつけて募集し、選ばれたものです。昭和50年には、これらをミックスした『安全衛生旗』と呼ばれる旗が登場!! 労働衛生旗の中に安全旗をはめ込んだようなデザインで、安全と労働衛生の両方の意味を込めた、ちょっと欲張りな旗ですね。



「現場の安全かわら版」は、建設工事現場で働く方々に災害防止に関する情報をお届けするものです